日本医師会雑誌
投稿規定

2025年7月1日改訂

1. 投稿資格

本誌への投稿の第一執筆者（first author）は，原則として日本医師会会員または日本医学会分科会会員の医師とします．

2. 投稿原稿の種類および内容，枚数

投稿は日本医師会会員の生涯教育に資する内容であること，かつ，未発表のものに限ります．**11. 原稿送付先**に，電子メールにてお送りください．

受け付ける原稿は下記のとおりです．どの種類での応募か明記してください．

（1）原著
- 科学的妥当性の高い方法で得られた新しい知見であること
- 「はじめに」「目的」「方法」「結果」「考察」「おわりに」などの項目に分けて記述すること
- 本文は図表を含め8,000字（400字詰20枚）以内（図表は1点600字で換算し，原則4点以内．要旨，文献は除く）
- 文献は20編まで

（2）総説
- 医学的課題あるいは医療的課題についての総括的論述
- 本文は図表を含め8,000字（400字詰20枚）以内（図表は1点600字で換算し，原則4点以内．要旨，文献は除く）
- 文献は20編まで

（3）報告（調査，症例，学会）
- 医学医療の分野における重要な調査報告，興味深い重要な臨床症例の報告，学会等の報告
- 本文は図表を含め4,000字（400字詰10枚）以内（図表は1点600字で換算し，原則3点以内．要旨，文献は除く）
- 文献は10編まで

（4）編集者への手紙
- 本誌に掲載された論文に対する意見や医学上・医療上の重要なトピックスについての意見など，編集者へ伝えたいこと
- 600字以内，文献は3編まで．要旨は不要

3. 投稿原稿の倫理

（1）本誌への投稿論文における元となった研究については，添付の「『日本医師会雑誌』論文投稿に当たって―人を対象とする生命科学・医学系研究における倫理審査について」を参照のうえ，倫理審査委員会の承認は必要としない研究である，もしくは承認が必要な研究で，倫理審査委員会の承認を得ているかを，タイトルページに明確に記載してください．また，倫理審査委員会の承認を得ている場合は，倫理審査委員会名と承認番号，承認日を論文中の「方法」の項に明記してください．

（2）動物実験の場合には施設のガイドラインに準拠していることを論文中に明記してください．

（3）論文の内容は，外科関連学会協議会「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」を遵守している旨をタイトルページに明確に記載してください．

（4）投稿に当たって，「日本医学会COI管理ガイドライン」に基づき，利益相反に関して論文の末尾（文献の前）に記載するとともに，自己申告によるCOI報告書を提出してください．報告書の内容は論文の採否には影響しません．

4. 読者対象について

読者対象は日本医師会会員で，臨床医師が大半であり，開業医師と病院・大学病院などの勤務医師が約半数ずつです．多くは内科医ですが，全科の医師が含まれます．したがって，読者がご執筆分野の専門家とは限りませんので，この点に十分ご留意ください．

5. 投稿原稿の審査

（1）投稿された原稿は学術企画委員会が指名した複数の査読者によって慎重かつ厳正に審査されます．その結果は，同委員会においてさらに審査し，採否が決定されます．審査の結果，加筆や訂正等をお願いすることがあります．

（2）審査の結果は，投稿者にお知らせします．

6. 投稿原稿の返却

原則として返却いたしません．お手元に控え用のコピーをお取りください．

7. 執筆の方法

タイトルページ

原稿第１ページに，①投稿資格，②投稿原稿の種類，③表題，④著者全員の氏名・読みがな，⑤所属施設・役職，⑥本誌への投稿論文における元となった研究は,「倫理審査委員会の承認は必要としない研究である」もしくは「承認が必要な研究で倫理審査委員会の承認を得ている」かについて（投稿規定 3.(1) 参照），⑦外科関連学会協議会「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」の遵守について（投稿規定 3.(3) 参照），⑧連絡先（校正および別刷請求の責任者）の氏名，住所，電話，FAX，E-mail を明記してください.

要旨・キーワード

原稿第２ページに，和文要旨(400 字以内）とキーワード（日本語４語以内）を記載してください.

本　文

(1) A4 判，横書きで１枚 400 字詰(20 字×20 行)とします. 医学用語以外は常用漢字，新送りがな，現代かなづかいを用いた「である」調の文章とします.

(2) 適宜見出しを付けてください．その際，大見出し(章), 中見出し(節), 小見出し(項)の区別を明確にしてください.

［例］ III. 治療成績　（章）
　　1. 抗腫瘍効果について　（節）
　　(1) 肝細胞癌に対して　（項）

数字の番号付けも上記例を参考にしてください.

(3) 医学用語は，原則として『日本医学会 医学用語辞典』(日本医学会医学用語管理委員会編，南山堂刊）に従ってください.

(4) 医薬品名は原則として一般名で書き，必要に応じて商品名に®を付して（　）内に示してください.

(5) 外国の地名，人名，物質名，薬品名などの語句は，できるだけ日本語(カタカナ）で表記し，必要に応じて原語（小文字．固有名詞およびドイツ語の名詞の頭文字は大文字）を併記してください.

(6) 欧語は，英語を主体とします.

(7) 略語は慣用されているもの以外はできるだけ避けてください．使用する場合は，初出にスペルアウトおよび日本語訳を付けてください.

［例］HLA (human leukocyte antigen：ヒト白血球抗原)

(8) 特殊な専門用語は，脚注などの形で説明を付けてください.

(9) 数字は算用数字(1，2，3)，数量は m，cm，mm，kg，g，mg，　分，　秒，mL，kcal，℃などの単位を用いてください.

図および表

(1) 図表は，別紙に１枚ずつ貼り付け，それぞれ掲載順に, 図１，表１のように一連番号と表題を付けてください（図と写真の区別はしておりません).

(2) 図表は，視覚的な効果を念頭において作成してください（白黒印刷).

(3) 図表の中の欧語はできるだけ避けて，日本語にしてください.

(4) 模式図は，執筆者のオリジナルなものを，明確に描いてください.

(5) エックス線撮影，超音波検査などの画像写真の所見を示す場合，矢印と共に簡単な説明を可能な範囲で付けてください．顕微鏡写真では必ず倍率を記入してください.

(6) 写真は印刷物などからの転用，コピーはご遠慮ください.

(7) 転載あるいは改変した図表（他書から借りる場合は転載となる場合が多いので注意）を使用する際には，原著者，出版社の許諾が必要です．同時に，その出典（文献名）を必ず明記してください.

(8) 本文中挿入すべき箇所を明記し，原稿の右欄外に付記してください.

COI（利益相反）

COI 状態について，以下の例を参考に記載してください.

［例］COI 状態がある場合
　　［COI 開示］著者１：A 製薬，B 製薬
　　著者２：A 製薬
　　著者３：C 製薬
　　COI 状態がない場合
　　［COI 開示］本論文に関して筆者（ら）に開示すべき COI 状態はない

文　献

(1) 文献の引用件数は投稿規定 2. に従ってください.

(2) 引用文献は記載順に通し番号を付け，一括して本文の末尾に掲げ，本文中には，引用部の右肩に 1) 2) 3) …の番号を付してください.

(3) 雑誌の略名は, 原則として, 邦文誌は医学中央雑誌略名表，欧文誌は Index Medicus に準じてください.

(4) 著者名は３名まではそのまま記載し，４名以降は「他」または“*et al*”として省略してください.

（5）記載項目ならびに順序

〇雑誌の場合

著者名：論文題名．雑誌名　発行年；巻：ページ．

Ahonkhai VL, Landesman SH, Fikrig SM, *et al* : Failure of pneumococcal vaccine in children with sickle-cell disease. *N Engl J Med* 1979 ; 301 : 26–27.

〇単行本の場合

著者名：書名.（版数），発行所，発行年；引用ページ．

Koch FC, Hanke ME : *Practical Methods in Biochemistry*. 2nd ed, William Willkins, 1948 ; 212（or 212–215）.

〇シリーズなど

執筆者名：執筆部分題名．編者名，シリーズ名，巻数，発行所，発行年；引用ページ．

Kovec A : The liver and spleen. ed Bolinger RE, In *Guide to Diagnostic Imaging*, vol 1, Medical Examination Publishing Co Inc, 1982 ; 123–140.

〇ウェブサイトの場合

執筆者名（編者名）：サイト名．URL（最終閲覧日）

運動器の 10 年・日本協会：学校での運動器検診の手引き．http://www.bjd-jp.org/medicalexamination/guide_0.html（2016 年 8 月 16 日閲覧）

8. 著者校正

著者校正は 1 回とします．返送の期日は厳守願います．

9. 別　刷

50 部を無料で贈呈いたします．超過分は実費でお分けしますので，必要部数（50 部単位）を著者校正時に明記してください．

10. 著作権

本誌に掲載された論文などの著作権は日本医師会に属します．

11. 原稿送付先

投稿原稿は，必要事項を記載した「誓約書」および「自己申告による COI 報告書」と共に，電子メールにてお送りください．

［送付先］toukou@po.med.or.jp

※送受信容量は 5MB 以内です．5MB を超える場合は，分割して送信してください．

問い合わせ先

〒113–8621　東京都文京区本駒込2–28–16
日本医師会　生涯教育課
編集企画室
TEL 03–3942–6488（直通）
Email toukou@po.med.or.jp

誓　約　書

年　　月　　日

日本医師会雑誌　学術企画委員会殿

下記投稿原稿は，その内容が過去に他の刊行物に掲載されていないこと，また，現在も掲載が予定されていない（投稿中のものも含む）ことを誓約いたします．

また，共著者全員が本誌掲載に同意していることを認めます．

論文名 _____

_____

第一執筆者名（責任執筆者名） _____

共著者名（共著者全員の署名）

1 _____　2 _____

3 _____　4 _____

5 _____　6 _____

7 _____　8 _____

本誓約書を原稿に添付してください．一部コピーは執筆者が保存してください．

日本医師会雑誌：自己申告による COI 報告書

著 者 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

論文題名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（著者全員について，投稿時点の前の年から過去 3 年間および出版受理時点までの期間を対象に，発表内容に関係する企業・組織または団体との COI 状態を著者ごとに自己申告記載）

項目	該当の状況	有であれば， 著者名：企業名などの記載
①報酬額 1 つの企業・団体から年間 100 万円以上	有 ・ 無	
②株式の利益 1 つの企業から年間 100 万円以上，あるいは当該株式の 5％以上保有	有 ・ 無	
③特許使用料 1 つにつき年間 100 万円以上	有 ・ 無	
④講演料 1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上	有 ・ 無	
⑤原稿料 1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上	有 ・ 無	
⑥研究費・助成金などの総額 1 つの企業・団体から，医学系研究（共同研究，受託研究，治験など）に対して，申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた 100 万円以上のものを記載	有 ・ 無	
⑦奨学（奨励）寄附金などの総額 1 つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局（講座，分野あるいは研究室など）に対して，申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた 100 万円以上のものを記載	有 ・ 無	
⑧企業などが提供する寄附講座 実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた 100 万円以上のものを記載	有 ・ 無	
⑨旅費，贈答品などの受領 1 つの企業・団体から年間 5 万円以上	有 ・ 無	

（本 COI 申告書は論文掲載後所定の期間保管されます）

（申告日）　　年　　月　　日

Corresponding author（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

『日本医師会雑誌』論文投稿に当たって

人を対象とする生命科学・医学系研究における倫理審査について

本誌に投稿する原稿の元になった研究が「人を対象とする生命科学・医学系研究」に該当する場合には，研究開始前に倫理審査委員会（たとえば所属機関，都道府県医師会，日本医師会の設置する倫理審査委員会）の審査を受ける必要があります．

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス（令和３年４月16日，令和６年４月１日一部改訂）」では，人を対象とする生命科学・医学系研究を以下のように定義しています．

（1）人を対象とする生命科学・医学系研究
人を対象として，次のア又はイを目的として実施される活動をいう．
ア　次の①，②，③又は④を通じて，国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること
①　傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む．）の理解
②　病態の理解
③　傷病の予防方法の改善又は有効性の検証
④　医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証
イ　人由来の試料・情報を用いて，ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること

ただし同ガイダンスでは，“医療従事者が，〔略〕他の医療従事者への情報共有を図るため，所属する機関内の症例検討会，機関外の医療従事者同士の勉強会や関係学会，医療従事者向け専門誌等で**個別の症例を報告する（いわゆる症例報告）**〔略〕等，研究目的でない医療の一環とみなすことができる場合には，この指針でいう「研究」に該当しないものと判断してよい”とされています．

また，“特定の活動が「研究」に該当するか否かについては，〔略〕判断が困難な場合には，この指針の規定する倫理審査委員会の意見を聴くことが推奨される”としています．

〔参考〕　人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（本文）．令和３年３月23日．（令和５年３月27日一部改正）https://www.mhlw.go.jp/content/001077424.pdf
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイダンス．令和３年４月16日．（令和６年４月１日一部改訂）https://www.mhlw.go.jp/content/001237478.pdf

「症例報告」について
１例もしくは数例の症例報告は「医療」の範疇とみなされ，「研究」には該当しないとされます．症例数が二桁の場合は「研究」とみなされ，倫理審査は必要というのが一般的な考え方です．

●倫理審査に関するお問い合わせは，下記にお願いします．
日本医師会倫理審査委員会　https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/010842.html